

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
33	津市公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

津市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	本事務の一部を外部業者へ委託するに当たり、契約書へ「秘密の保持」、「個人情報の管理」に関する条項を設けるとともに「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を明記することで、個人情報の秘密保持を徹底している。
------	---

評価実施機関名

津市長

公表日

令和8年9月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	津市公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務			
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)津市住民税均等割のみ課税世帯重点支援給付金の支給事務 (2)令和6年度津市価格高騰重点支援給付金の支給事務 (3)令和6年度津市均等割のみ課税世帯重点支援給付金の支給事務 (4)令和6年度津市定額減税補足給付金(調整給付金)の支給事務 (5)津市物価高騰対策支援給付金の支給事務			
③システムの名称	番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、中間サーバー			
2. 特定個人情報ファイル名				
津市公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付個人情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項 別表第1の101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第74条			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号利用法第19条第1項第8号 別表第2の121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第59条の4			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	【事務の概要(1)～(3)及び(5)の事務】 健康福祉部福祉政策課 【事務の概要(4)の事務】 政策財務部市民税課			
②所属長の役職名	【事務の概要(1)～(3)及び(5)の事務】 福祉政策課長 【事務の概要(4)の事務】 市民税課長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
請求先	津市 総務部総務課 文書・公開担当 〒514-8611 三重県津市西丸之内23-1 電話 059-229-3276			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	津市 健康福祉部福祉政策課 〒514-8611 三重県津市西丸之内23-1 電話 059-229-3150 津市 政策財務部市民税課 〒514-8611 三重県津市西丸之内23-1 電話 059-229-3130			
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した				
適用した理由				

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン等を踏まえ、申請書の受付及び支給対象者情報の登録並びに情報連携に当たっては、本人確認及び入力内容の確認を徹底している。また、本事務においては、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)及び中間サーバー並びに情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携により、税情報及び公金受取口座情報等を取得しており、職員の手作業による情報収集を抑制している。加えて、支給情報の入力時及び振込データ作成時に手作業が介在するが、複数人による確認を行うことで人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)及び中間サーバーを利用した情報連携においては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末及び職員を必要最小限に限定し、権限管理を適切に行っている。また、情報照会に当たっては、氏名、住所及び生年月日による対象者の特定を行い、誤った対象者への照会が行われないよう確認を徹底している。さらに、照会結果については担当職員が内容を確認することとしており、適正な情報取得を担保している。これらの対策を講じていることから、目的外の情報入手が行われるリスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月5日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)津市住民税均等割のみ課税世帯重点支援給付金の支給事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)津市住民税均等割のみ課税世帯重点支援給付金の支給事務 (2)令和6年度津市価格高騰重点支援給付金の支給事務 (3)令和6年度津市均等割のみ課税世帯重点支援給付金の支給事務 (4)令和6年度津市定額減税補足給付金(調整給付金)の支給事務	事後	
令和6年9月5日	I-3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項 別表第1の101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第74条	・番号利用法第9条第1項 別表135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第74条	事後	
令和6年9月5日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号利用法第19条第1項第8号 別表第2の121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第59条の4	(情報提供の根拠) ・番号利用法第19条第1項第8号 別表135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年総務省令第9号) 第2条の表160の項	事後	
令和6年9月5日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部福祉政策課	【事務の概要(1)～(3)の事務】健康福祉部福祉政策課 【事務の概要(4)の事務】政策財務部市民税課	事後	
令和6年9月5日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉政策課長	【事務の概要(1)～(3)の事務】福祉政策課長 【事務の概要(4)の事務】市民税課長	事後	
令和6年9月5日	I-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに係る問合せ	津市 健康福祉部福祉政策課 〒514-8611 三重県津市西丸之内23-1 電話 059-229-3152、059-229-3150	津市 健康福祉部福祉政策課 〒514-8611 三重県津市西丸之内23-1 電話 059-229-3152、059-229-3150 津市 政策財務部市民税課 〒514-8611 三重県津市西丸之内23-1 電話 059-229-3130	事後	
令和7年3月25日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)津市住民税均等割のみ課税世帯重点支援給付金の支給事務 (2)令和6年度津市価格高騰重点支援給付金の支給事務 (3)令和6年度津市均等割のみ課税世帯重点支援給付金の支給事務 (4)令和6年度津市定額減税補足給付金(調整給付金)の支給事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)津市住民税均等割のみ課税世帯重点支援給付金の支給事務 (2)令和6年度津市価格高騰重点支援給付金の支給事務 (3)令和6年度津市均等割のみ課税世帯重点支援給付金の支給事務 (4)令和6年度津市定額減税補足給付金(調整給付金)の支給事務 (5)津市物価高騰対策支援給付金の支給事務	事前	
令和7年3月25日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	【事務の概要(1)～(3)の事務】健康福祉部福祉政策課 【事務の概要(4)の事務】政策財務部市民税課	【事務の概要(1)～(3)及び(5)の事務】健康福祉部福祉政策課 【事務の概要(4)の事務】政策財務部市民税課	事前	
令和7年3月25日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	【事務の概要(1)～(3)の事務】福祉政策課長 【事務の概要(4)の事務】市民税課長	【事務の概要(1)～(3)及び(5)の事務】福祉政策課長 【事務の概要(4)の事務】市民税課長	事前	
令和7年3月25日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年6月3日時点	令和7年1月31日時点	事前	
令和7年3月25日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年6月3日時点	令和7年1月31日時点	事前	
	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	津市 健康福祉部福祉政策課 〒514-8611 三重県津市西丸之内23-1 電話 059-229-3152、059-229-3150 津市 政策財務部市民税課 〒514-8611 三重県津市西丸之内23-1 電話 059-229-3130	津市 健康福祉部福祉政策課 〒514-8611 三重県津市西丸之内23-1 電話 059-229-3150 津市 政策財務部市民税課 〒514-8611 三重県津市西丸之内23-1 電話 059-229-3130	事後	